令和2年度第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時 令和3年(2021年)3月19日 午後2時00分から午後3時20分まで

開催場所 402会議室

出席委員 真山達志委員 西村泰雄委員 安達みのり委員 前川志津子委員

堅田眞弓委員 辻富子委員 古谷兼一委員 植西禮之輔委員

木村泰男委員 野瀬昌子委員 西田喜代子委員 岡田茂一郎委員 【12 名出席】

甲賀市 正木副市長

市民環境部 澤田部長 西出次長

事務局 人権推進課 秀熊参事 清水課長補佐 武村主査

会議次第 1. あいさつ

2. 委員・事務局職員の紹介

3. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務の確認

4. 会長・副会長の互選

5. 議事

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について

(2) 甲賀市人権に関する総合計画の見直しについて

6. 閉会

会議資料

会議資料1

会議資料2

会議資料3

会議資料4

会議資料5

参考資料1

参考資料2

参考資料3

参考資料4

甲賀市人権に関する総合計画 (冊子)

会議内容

開会

甲賀市市民憲章朗読

- あいさつ
 副市長 あいさつ
- 委員・事務局職員の紹介 委員自己紹介 事務局自己紹介
- 3. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務の説明

【会議資料1・2】

事務局:今年度第1回目の審議会となるため、改めて条例及び規則に基づく審議会の位置づけについて説明。

審議会の公開について説明。(傍聴人定員5名。会議録の市ホームページ公開等。)

4. 会長・副会長の互選 会長 真山達志氏 副会長 西村泰雄氏

会長あいさつ

5. 議事

審議会規則第6条3項の規定により、進行は真山達志会長。

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の総合管理について

【参考資料3】

関係各課の分野別に見た各取組の評価一覧表

【参考資料4】

参考資料3を基に分野別に点数化し集計したもの

【会議資料3】

関係各課の分野別の主な取り組み状況を「成果」と「課題」を用いて分析したもの

事務局:分野ごとに特徴的な事業を説明。

(2) 甲賀市人権に関する総合計画の総合管理の見直しについて

【会議資料4】

人権に関する総合計画の中間見直しに伴う策定方針について

【会議資料5】

人権に関する総合計画の見直し骨子案

【参考資料1】

第2次甲賀市総合計画第2期計画

事務局:資料の説明

≪委員意見等≫

会長:質問や意見はありますか。

委員:全戸配布とはどのような配り方をされたのですか。

事務局:区へ配布させていただいて、区から各戸へ配布いただいております。

委員:自治会への加入率は80%程度であり、区を通じて配布したなど言い方 を換えるべきと考えます。

会 長:実態に合わせた適切な記述でお願いしたいと思います。

委員:国籍別外国人数で人口が増えている理由はもう少し詳しく調査いただく 方が良いと思います。技能研修生の方が大半ではありますが、家族同伴 で来られる方も増えてきております。技能研修生の方は3年から5年で 自国に帰られますが、それ以外の方は定住されますので、その方たちに 対するしっかりと対応していただきたいと思いますし、しっかり把握し ていただきたいと思います。

事務局:市民課だけでなく国際交流協会等にも確認させていただきながら、しっかりと把握してまいります。

委員:障害者手帳の発行数が、令和元年度に減っているのは何故か。

事務局:お亡くなりになったり、転出された方は届け出いただかないと削除できておりませんでしたが、令和元年度には住民台帳と突合を行いお亡くなりになった方や転出者を反映させたためです。

会 長:ホームページ等公開される場合には、数字だけでなくその辺りの注釈な ども同時に掲載するなど工夫をしてください。

事務局:わかりました。

会 長:進捗状況についてだけでなく、見直しにかかるご意見もありましたらお 願いします。

事務局:推進本部会の中では、「LGBTなどについても取り上げないのか。」 「今までだと、男子は学生服、女子はセーラー服などが通常であったも のが、男子も女子もブレザーになる動きがある」といったご意見もあり ました。

会 長:今の例にもありましたとおり、骨子というより具体的なことでもアイデアやポイントとなるようなものがあればお願いします。

委員:骨子案を提示してもらっているが、骨子というよりも具体的な施策にどういうものがあってそれに基づいて骨子ができているというような説明になっている方が分かりやすい。この計画を見直す時には、こういう具体的な動きを今後新しくとか継続してやっていくことが分かった上でそういう中で骨子ができていくというようなやり方の方がわかりやすいと思います。この骨子では抽象的すぎると思います。

事務局: 来年度10月までに人権に関する総合計画の見直しを完成、今度は中身の濃いより具体的な文章にした素案をご審議いただく段取りで考えております。今回は現在の計画について、こういう部分を足しこんでいくという案をお示しさせていただいております。委員皆様からのご意見も踏まえ、次回の審議会で中身の濃い総合計画につなげていきたいと考えております。

委員:分野別取り組みでは充実した取り組みがなされていると思うが、新型コロナウイルスが流行っている状況で、多様性や一人ひとりの人権を認め

てというところがすごく浮き彫りになったと思います。そのためには分野別ではなく連携とかお互いを知ることが大事と考えます。従って会議資料5の右側にあります「各主体の役割と・協働」というところが重要になると考えます。

委員:人権擁護委員協議会でもコロナ禍の中ではありますが、スマホ携帯人権 教室を行い、多くの参加者にきていただきました。教育委員会でも同様 にSNSをはじめインターネットにおけるトラブル回避やいじめ防止 など総合的に取り組んでおられ、他機関ともっと連携できればと思いま した。

事務局: ご意見ありがとうございます。特に人権啓発、相談、支援の体制というところで、連携とか協働といったことが併せて考えられればと思います。

会 長:各主体の役割と連携・協働のところで、学校が書いていない。全てを網 羅しているわけではないが、主体として大きいので、取り出して書いて おいてもよいでしょう。

委員:国際交流協会で子どもの学習支援を行っています。子どもから見えてくるものもありますし、今おっしゃったように教育現場から見えてくるというのは考えさせられることが多い。

委員:コロナの場合は明確に方針を出せると思いますが、インターネットによる人権侵害について具体的な見直しとなると、非常に難しいと思います。具体化していく部分が見えてきません。

事務局: 仰せの通り、具体的な見直しで文面化していくのは難しく、苦慮する部分だと思っています。委員の皆さまから、具体的な案がありましたらお願いしたいと思います。

ご意見がなければ、次回までに素案を作成し、その中で検討いただければと思います。

会 長:取り組み状況については、資料を見る限り一部を除きほぼできていると思われます。4年ごとの見直しとして今日いただきましたご意見も踏まえまして5月ごろに素案ができるということなので、その段階で委員のみなさまには改めてご意見をいただきたいと思います。

委員:他の計画も4年ごとが基本になっているのですか。

事務局:基本的に全てそうです。

従前ですと、こういった計画は5年や10年スパンであったのですが、 首長も4年ごとに市民の信任を受け、その都度基本的な方向性を考えて いくべきものですので、今は4年ごとに行うようにしています。

その中で、市の憲法にあたりますのが総合計画ですので、ほとんどのものはそれに合わせて見直しを行っております。国の計画とリンクするようなものに関しては、多少違うものがあるかもしれませんが、基本は4年ごとに見直しを行っています。

委員:県の計画と市の計画が違うようなものがあるように思います。

事務局:福祉計画や医療計画については、国や県の流れで作られてきますので、 市とは期間が合わないとか時期が合わないとかあると思いますが、基本 方針は福祉や医療計画は、大きく変わるものではありませんので、国や 県と全く違う方向を向いているものではありませんので、できるだけ整 合が取れるようにしております。

委員:人権に関する総合計画では、具体的な相談件数の目標などがあるのか。 事務局:人権に関する総合計画の中では、具体的な数値目標は設定しておりませ

んが、母体の総合計画の中では、具体的な指標に基づいて進めていくものしまうでは、

のと考えております。

会 長:時期や内容全てを総合計画に合わせるのは、地方分権と言いながらも、 計画体系的に国・県・市町という縦の繋がりがありますので難しいと思 います。最上位計画である総合計画に合わせて全てが動くのが一番良い のですが、なかなかそこまでは徹底できないという現状があります。そ の中で、できるだけ時期や内容の整合性を図ることをやっていただけれ

ばと考えます。

閉会

・西村副会長 あいさつ